

## 米国の日本製表面処理鋼板へのアンチダンピング措置 に対するサンセットレビュー

(パネル報告 WT/DS244/R、提出日：2003年8月14日)

(上級委員会報告 WT/DS244/AB/R、提出日：2003年12月15日 採択日：2004年1月9日)

阿部 克則

### ．事実の概要

#### 1．事案の概要

本件で問題となったのは、日本製表面処理鋼板に対する米国の AD 措置サンセットレビューと、米国のサンセットレビュー法令それ自体であった。2000年8月米国商務省は、本件 AD 措置の撤廃がダンピングの存続又は再発をもたらす可能性がある認定し、同年11月には米国国際貿易委員会が AD 措置の撤廃が国内産業への実質的な損害の存続又は再発につながる可能性があるとして決定した。これに基づき米国は本件 AD 措置を撤廃しないことを決めた。

日本は、米国が以下の点で、GATT1994の6条及び10条、AD協定の2条、3条、5条、6条、11条、12条、18条、さらにWTO設立協定16条4項に違反すると申し立てた。

(1) AD 措置のサンセットレビューに関する米国連邦法及び SAA(Statement of Administrative Action)

(2) サンセットレビュー規則

(3) サンセット・ポリシー・ブルテン(以下、単に「ブルテン」)

(4) 上記法令の日本製表面処理鋼板サンセットレビューへの適用

申立国は日本、被申立国は米国であり、ブラジル、カナダ、チリ、EC、インド、韓国、ノルウェー、ベネズエラが第三国参加の権利を留保した。

#### 2．手続の時系列

2002年4月4日 日本がパネル設置要請。

2002年5月22日 パネル設置。

- 2003年3月31日 パネル中間報告。
- 2003年5月22日 パネル最終報告を当事国に送付。
- 2003年8月14日 パネル最終報告を加盟国送付。
- 2003年9月15日 日本が上訴。
- 2003年12月15日 上級委員会報告。

## ．論点毎のパネル・上級委員会の報告要旨

### 論点 A．サンセットレビューにおけるダンピング・マージン計算

<as such>

#### 1．申立国の主張

ブルテンは、原調査での過去のマージンをサンセットレビューにおいても用いるよう要求している。WTO の AD 協定に反するような WTO 発足以前のマージン計算がサンセットレビューにおいても用いられるため、ブルテンはそれ自体 AD 協定 11.3 条に違反する。

またブルテンは、米国商務省に対し、サンセットレビューにおいて原調査でのマージンに基づいて米国国際貿易委員会に報告するよう指示しており、AD 協定 11.3 条に違反する。

#### 2．被申立国の主張

ブルテンは、義務的な(mandatory)ものではないため、それ自体に対する請求は認められない。

#### 3．パネルの判断

ブルテンは、「適用ある法令に関する方法的事項についての手引き(guidance)を提供している。」したがって、ブルテンそれ自体は何ら義務的な行為を強制するものではなく、日本の請求は認められない。また、ブルテンはサンセットレビューに関する米国の慣行(practice)を含み又は反映するものではなく、仮に慣行であるとしても、慣行自体はパネルの判断の対象とはならない。

さらに、AD 協定 18.4 条の「行政上の手続」は、AD 調査の実行に関する事前に設定された規則のことを意味するのであり、ブルテンはそのような規則ではないから AD 協定 18.4 条の規律対象ではない。

#### 4．上訴国の主張

日本は、ブルテンは「訴えることが可能な行政手続(actionable administrative procedure)」を定めており、それ自体が WTO 紛争解決手続での判断の対象となると上訴した。日本は、パネルが、「行政手続」の分析を誤っており、また義務的/裁量的(mandatory/discretionary)の区別を誤って適用したと主張した。(AB paras.9-13)

#### 5．被上訴国の主張

米国は、ブルテンは「行政手続」ではなく、また WTO 非整合的な行為を義務づけるものではないと主張した。

#### 6．上級委員会の判断

パネルはブルテンが義務的法的文書でないから判断の対象とならないと認定したが、その理由が、裁量的措置は紛争の主題たる特定の措置を構成しないからなのか、あるいは、裁量的措置は加盟国の義務違反を構成しないからなのか不明確である。(AB paras.78-79)パネル報告の趣旨を前者のように理解したとすると、DSU または対象協定（本件では AD 協定）が判断の対象となる措置の種類を限定しているかどうか問題となるが、DSU も AD 協定もそのような限定はしていない。したがって裁量的措置が判断の対象とならないとはいえない(AB paras.83-88)。また、パネル報告の趣旨を後者のように理解したとすると、ブルテンが義務的措置かあるいは裁量的措置かどうかの性格づけが問題になるが、この点に関するパネルの分析はブルテンの規定内容を詳細に検討しない等、不十分である(AB paras.92-99)。以上より、ブルテンは義務的措置ではなくそれ自体 WTO 違反を生じない、及び、ブルテンはそれ自体判断の対象とならないとのパネルの認定を取り消す(AB para.100)。

<as applied>

#### 1．申立国の主張

米国商務省は、WTO 非整合的な方法に基づいて計算されたマージンに依拠してダンピングの存続・再発可能性を決定したため、AD 協定 2 条、11.3 条、18.3 条に違反した。また、米国商務省は、ゼロイングを行なった原調査でのマージンをもとにしており、AD 協定 2.4 条に違反する。

## 2．被申立国の主張

AD 協定 11.3 条は、特定の方法を要求しておらず、過去のマージンに依拠することを排除しない。また同条項は、存続・再発可能性のあるダンピングのマージンを認定するよう義務づけてはいない。

## 3．パネルの判断

米国商務省は原調査におけるマージンではなくその後の行政見直しで計算されたマージンにのみ基づいている。また、AD 協定 11.3 条はサンセットレビューにおいて当局がどのように存続・再発可能性を決定しなければならないかについて何ら規定しておらず、方法上の要件もない。したがって、2 条の実体規定は 11.3 条のもとでのダンピングの存続・再発可能性の決定には適用されず、米国商務省の決定は 2.4 条に違反していない。

なおゼロイングに関し、補足的に AD 協定 11.3 条に違反しないか検討すると、同条項において「ダンピングの本格的な決定 (full-blown determination of dumping)」は検討されるべき唯一の証拠ではなく、当局が検討すべきものは、「AD 措置の発動以来のダンピングの存在を立証するに適切だと、合理的な人間が考えるような証拠である。」本件においては、新日鉄自身が米国商務省の手続においてゼロイングを用いたマージンに依拠しており、本件の個別具体的な状況においては、ダンピングの存続・再発可能性を検討するにあたってダンピング・マージンを適切に考慮したと米国商務省が考えたことは、不合理ではなかった。日本は、当局が合理的に存続・再発可能性を決定しなかったことを立証していない。

## 4．上訴国の主張

AD 協定 2 条は、同 2.1 条の文言より、11.3 条のもとでのサンセットレビューにも適用されるのであり、ゼロイングを用いたマージンに依拠した本件サンセットレビューは AD 協定 2 条及び 11.3 条に違反する。

## 5．被上訴国の主張

AD 協定 2 条は、11.3 条のもとでのサンセットレビューには適用されないので、本件サンセットレビューは AD 協定 2 条及び 11.3 条には違反しない。

## 6．上級委員会の判断

AD 協定 2.1 条の「この協定の適用上」という文言は、11.3 条を含む同協定全

体について、ダンピングとみなされる状況を 2 条が規定していることを示している。11.3 条は、サンセットレビューにおいて調査当局がダンピング・マージンを計算しなければならないとは義務づけていないが、調査当局がダンピングの存続・再発可能性の決定についてダンピング・マージンに依拠するならば、マージンの計算は 2.4 条の規律に従わなければならない。もし、マージンの算出が 2.4 条に反する方法でなされたという法的な瑕疵があるならば、そのことは、2.4 条だけでなく 11.3 条にも反することになる。したがって、本件サンセットレビューは AD 協定 2.4 条に違反しないというパネルの判断を取り消す。(AB paras.126-128)

また、NSC がサンセットレビュー手続においてゼロイングの問題を提起しなかったとの理由で、調査当局によるゼロイングが 11.3 条に違反しないとのパネルの補足的な判断についても、WTO 加盟国は紛争解決手続において、利害関係者が国内当局に対して行なった主張に限定されない主張を行なうことができるのであり、取り消す。(AB paras129-132)

しかし、米国商務省が行政見直しにおいて用いたダンピング・マージンの計算方法に関するパネルの事実認定が欠如しているため、上級委員会は、当該論点についての日本の上訴に関する分析を完了するに足る事実的基礎を有していない。したがって、米国が AD 協定 2.4 条及び 11.3 条に違反したか否かについては判断することができない。(AB paras.133-138)

## 論点 B . ダンピング存続・再発可能性の決定の基礎 企業毎か措置の対象全体か

<as such>

### 1 . 申立国の主張

AD 協定 6.10 条は、当局に対し、サンセットレビューにおいてダンピングの存続・再発可能性を企業毎に決定するよう要求しているが、ブルテンは AD 措置の対象全体を一括して決定するよう商務省に命じており、ブルテンはそれ自体 AD 協定 6.10 条及び 11.3 条に違反する。

### 2 . パネルにおける被申立国の主張

AD 協定 11.3 条には、企業毎に決定するよう求める定めはなく、また 11.4 条によって準用される 6 条の規定は手続規定のみで、6.10 条のような実体規定は

準用されない。よって米国法令は AD 協定に違反しない。

### 3．パネルの判断

先に判断したように、ブルテンはそれ自体判断の対象となる措置ではない。

### 4．上訴国の主張

AD 協定 6.10 条は、当局に対し、サンセットレビューにおいてダンピングの存続・再発可能性を企業毎に決定するよう要求しているが、ブルテンは AD 措置の対象全体を一括して決定するよう商務省に命じており、ブルテンはそれ自体 AD 協定 6.10 条及び 11.3 条に違反する。

### 5．被上訴国の主張

ブルテンそれ自体は判断の対象となる措置ではないとのパネルの判断は正しい。

### 6．上級委員会の判断

上記論点 A における判断と同様の理由で、ブルテンそれ自体が判断の対象とならないとのパネルの判断を取り消す。(AB paras.144-146)しかし、AD 協定 11.3 条のもとでは、サンセットレビューにおけるダンピングの存続・再発可能性の決定にあたって、調査当局はダンピング・マージンの計算を要求されていないのであり、ダンピングマージンの計算は「原則として、個々の知られている輸出者または関係する生産者について」行なわなければならないとの 6.10 条の要件は、原則として、サンセットレビューには関係しない。したがって、11.4 条の準用規定は、サンセットレビューにおいて調査当局にマージン計算を義務づけないし、また企業毎にダンピングの存続・再発可能性を決定することを義務づけない。よって、措置全体についてダンピングの存続・再発可能性を決定するとのブルテンそれ自体は AD 協定 6・10 条及び 11.3 条に違反しないとのパネルの判断を支持する。(AB paras.147-158)

<as applied>

### 1．申立国の主張

本件において、米国は AD 措置の対象全体を一括にしてダンピングの存続・再発可能性を決定しており、AD 協定 6.10 条及び 11.3 条に違反する。

### 2．被申立国の主張

AD 協定は、企業毎にダンピングの存続・再発可能性を決定するよう要求しておらず、AD 協定には違反していない。

### 3．パネルの判断

AD 協定 11.4 条は、6 条の証拠及び手続に関する規定だけを準用すると定めており、実体規定を含む 6.10 条は準用されない。また仮に 6.10 条の証拠及び手続規定が準用されるとしても、当局はありうるダンピング・マージンを再計算することは求められない。6.10 条は「ダンピング・マージン」の決定に適用されるものであり、他方サンセットレビューにおいては「ダンピング・マージン」の計算は義務づけられていないため、「ダンピングの存続・再発可能性の決定」は 6.10 条の規律対象には入らない。したがって米国は 6.10 条に違反していない。

### 4．上訴国の主張

米国が AD 措置の対象全体を一括にしてダンピングの存続・再発可能性を決定したことは AD 協定 6.10 条及び 11.3 条に違反しないとのパネルの判断は誤りであり、取り消すことを請求する。

### 5．被上訴国の主張

国が AD 措置の対象全体を一括にしてダンピングの存続・再発可能性を決定したことは AD 協定 6.10 条及び 11.3 条に違反しないとのパネルの判断は正しく、支持されるべきである。

### 6．上級委員会の判断

すでに判断したように、AD 協定 6.10 条と 11.3 条は、サンセットレビューにおいて調査当局に対し、企業毎にダンピングの存続・再発可能性を決定するよう要求していないため、パネルの判断を支持する。(AB paras.159-163)

## 論点 C．ダンピングの存続・再発可能性の決定方法 考慮すべき要素は何か

<as such>

### 1．申立国の主張

ブルテンは、米国商務省に対し、"not likely"基準を適用するよう命令しているが、AD 協定 11.3 条は"likely"基準を適用するよう要求しており、ブルテンは 11.3 条に違反する。またブルテンは、米国商務省が事実証拠を収集してダンピングの存続・再発可能性を決定することを禁じており、11.3 条に違反する。

## 2．被申立国の主張

ダンピングの存続・再発可能性の決定には、ブルテンの"not likely"基準ではなく、連邦法の"likely"基準が適用される。SAA 及びブルテンとも、法的拘束力のあるものではなく、それ自体判断の対象とはならない。

## 3．パネルの判断

米国法において連邦法は規則に優位していることから、米国は"likely"基準を適用している。ダンピングの存続・再発可能性の決定に当たって事実が十分に考慮されていないとの日本の申立は、ブルテンにのみ言及しているが、ブルテンはそれ自体判断の対象とはならない。

## 4．上訴国の主張

ブルテンは、ダンピングの存続・再発可能性の決定にあたって米国商務省が考慮しなければならない要素に関し、国内産業に有利なように規定されており、AD 協定 11.3 条に違反する。

## 5．被上訴国の主張

ブルテンそれ自体は判断の対象とならないとのパネルの判断は正しく、支持されるべきである。

## 6．上級委員会の判断

上記論点 A における判断と同様の理由で、ブルテンそれ自体が判断の対象とならないとのパネルの判断を取り消す。しかし、パネルにおける事実認定が欠如しているため、この論点に関する日本の請求に関して判断することができない。(AB paras.164-191)

<as applied>

## 1．申立国の主張

新日鉄が 30 日の期間後に提出した情報を米国商務省が考慮しなかったことは、AD 協定 6.1 条、6.2 条、6.6 条に違反する。また、"not likely"基準をサンセット・レビューにおいて用いたこと、及び将来予測を含めたダンピングの存続・再発可能性の認定を行っていないため、11.3 条に違反する。

## 2．被申立国の主張

米国商務省は、AD 協定 6.1.1 条が定める 30 日の期間を設定しており、新日鉄

はサンセットレビューにおいて証拠を提出する十分な機会を与えられていた。また、米国商務省は、"likely"基準を適用し、適切にダンピングの存続・再発可能性を決定した。

### 3．パネルの判断

サンセットレビューにおいて、情報の提出に 30 日の期間を設定することは不合理ではなく、この期間が不十分であるならば新日鉄はその延長を求めることができたが、そうしなかった。したがって米国商務省は AD 協定 6.1 条、6.2 条に違反していない。また、商務省は"not likely"基準を適用しておらず、AD 協定に違反していない。さらに、商務省の最終決定に示された事実と理由から、ダンピングの存続・再発可能性に関して商務省が合理的に決定できる事実を有していなかったと、結論する根拠はない。

### 4．上訴国の主張

米国商務省は、硬直的な決定方法をとっており、将来予測を可能にするような証拠の收拾及び評価について何らの努力も行なっておらず、AD 協定 11.3 条に違反する。

### 5．被上訴国の主張

この論点に関するパネルの判断は正しく、支持されるべきである。

### 6．上級委員会の判断

本件サンセットレビューにおけるダンピングの存続・再発可能性の決定にあたって考慮されたダンピング・マージンは、行政見直しの中で認定されたものだが、最新の行政見直しは本件サンセットレビュー開始の直前に行なわれたものであり、また、本件サンセットレビューの前の 3 年間における輸入の水準はダンピング防止税発動の前に比べて、著しく低い水準にあった。これらの事実からすると、米国商務省がダンピングの存続・再発可能性を肯定したことは不合理ではなく、AD 協定 17.6 条(i)に規定される審査基準に照らしても、米国商務省による事実の認定は適切であり、かつ事実の評価は客観的であるとパネルが結論したことも不合理ではない。したがって、この論点に関し米国が AD 協定 11.3 条に違反していないとのパネルの判断を支持する。(AB paras.192-207)

論点 D．AD 協定 18.4 条と WTO 設立協定 16 条 4 項

#### 1．申立国の主張

以上の WTO 非整合的な法令及び手続を維持していることから、米国は AD 協定 18.4 条及び WTO 協定 16 条 4 項に違反している。

#### 2．被申立国の主張

米国は、AD 協定に合致するように自国法令を改正しており、両条項に合致している。

#### 3．パネルの判断

日本の請求は、米国の法令が対象協定に合致しているか否かに依存しており、パネルはこの点に関して合致していると既に判断したため、両条項の違反は認められない。

#### 4．上訴国の主張

ブルテンそれ自体が AD 協定に違反するので、パネルの判断を取り消すよう請求する。

#### 5．被上訴国の主張

パネルの判断は正しく、支持されるべきである。

#### 6．上級委員会の判断

日本の上訴が認められるには、第 1 に、ブルテンそれ自体が判断の対象とならないとのパネルの判断を上級委員会が取り消すこと、かつ第 2 に、ブルテンの該当規定が AD 協定 6.10 条及び 11.3 条に違反すると上級委員会が認定すること、という 2 つの条件を満たす必要があるが、上述のように、第 2 の条件が満たされていない。したがって、この点に関するパネルの判断を支持する。(AB paras.208-211)

### 論点 E．サンセットレビューの当局による開始の証拠基準

<as such>

#### 1．申立国の主張

AD 協定 11.3 条のもとでの当局によるサンセットレビューの開始には、原調査手続に適用される証拠基準が準用される。米国の法令は、十分な証拠に基づかず商務省にサンセットレビューの自動的開始を義務づけており、AD 協定 11.1 条、11.3 条、12.1 条、12.3 条及び 5.6 条に違反する。

## 2．被申立国の主張

AD 協定 11.3 条は、サンセットレビューの当局による開始に何らの証拠基準も課しておらず、5.6 条に関しても準用規定がないため適用されない。

## 3．パネルの判断

AD 協定 11.3 条には、サンセットレビューの当局による開始に適用すべき証拠基準に関する文言も、5.6 条を準用する文言もない。また、「文脈」である AD 協定 11.1 条、11.2 条、12.1 条、12.3 条も証拠基準を設定するものとはいえない。さらに、原調査手続とサンセットレビューとは性質が異なるため、5 条は調査手続(investigation)に適用されることが明らかであり、サンセットレビューには準用されない。

当該論点については、上訴されていない。

<as applied>

## 1．申立国の主張

米国商務省は、本件において証拠なく自らサンセットレビューを開始しており、AD 協定 5.6 条、11.1 条、11.3 条、12.1 条、12.3 条に違反した。

## 2．被申立国の主張

AD 協定は、当局によるサンセットレビューの開始についていかなる証拠基準も課していないため、本件における法令の適用は AD 協定に違反しない。

## 3．パネルの判断

AD 協定は、当局によるサンセットレビューの開始について何らの証拠基準も課していないため、本件において米国家令の適用は AD 協定に違反していない。

当該論点については、上訴されていない。

## 論点 F．サンセットレビューにおけるデミニミス基準

<as such>

## 1．申立国の主張

AD 協定 5.8 条のダンピング・マージン 2%デミニミス基準は、サンセットレ

ビューにも準用されるため、米国のサンセットレビュー規則の 0.5% 基準は、AD 協定 5.8 条と 11.3 条に違反する。

## 2 . 被申立国の主張

AD 協定 11.3 条は、デミニミス基準を定めておらず、5.8 条を明示的に準用もしていないため、米国のサンセットレビュー規則は AD 協定に違反していない。

## 3 . パネルの判断

AD 協定 11.3 条自体はデミニミス基準を含まず、5.8 条の準用も定めていない。また 11.3 条の文脈を考慮しても 5.8 条が準用されることを支持する規定はない。原調査手続とサンセットレビューとは質的に異なる。よってデミニミス基準に関する米国の法令は、AD 協定 5.8 条と 11.3 条に違反しない。

当該論点については、上訴されていない。

<as applied>

## 1 . 申立国の主張

米国は、本件において 2% デミニミス基準を適用していないため、AD 協定 5.8 条及び 11.3 条に違反した。

## 2 . 被申立国の主張

米国はこの点につき追加的な主張を行なわなかった。

## 3 . パネルの判断

AD 協定 5.8 条のデミニミス基準はサンセットレビューには適用されないため、本件において米国は AD 協定 5.8 条及び 11.3 条に違反していない。

当該論点については、上訴されていない。

## 論点 G . サンセットレビューにおける累積評価

<as applied>

## 1 . 申立国の主張

本件サンセットレビューに関する米国国際貿易委員会の累積的損害認定は、AD 協定 3.3 条、5.8 条、11.3 条に違反する。

## 2．被申立国の主張

AD 協定 11.3 条は、累積的評価について何ら規定しておらず、調査手続に関する 3.3 条と 5.8 条はサンセットレビューには適用されないため、米国国際貿易委員会の認定は AD 協定には違反しない。

## 3．パネルの判断

AD 協定 11.3 条及びその文脈とも、サンセットレビューにおける累積的評価の「無視しうる基準」について、文言はない。3 条が AD 協定全体に一般的に適用できるとしても、3.3 条は「調査」に関する規定である。3 条の他の規定には「調査」の文言はなく、3.3 条はその意味で例外である。したがって、3.3 条及び 3.3 条に言及されている 5.8 条は、サンセットレビューには準用されない。

当該論点については、上訴されていない。

### 論点 H．GATT10 条 3 項(a)

<as such>

## 1．申立国の主張

米国はサンセットレビューに関する法令を、非合理的かつ非一律に運用しており、GATT10 条 3 項(a)に違反する。

## 2．被申立国の主張

米国は、AD 協定 11.3 条に従ってサンセットレビューを行っており、GATT10 条 3 項には違反しない。

## 3．パネルの判断

日本の請求は、米国の法令に関するもので、法令の「運用(administration)」ではないため、GATT10 条 3 項の射程には入らない。また、非一律の運用に関する日本の主張は、ブルテンのみに依拠しており、判断の対象とならない。

当該論点については、上訴されていない。

<as applied>

## 1．申立国の主張

サンセットレビューの自動的開始、及び、AD 協定 11.2 条のもとでのレビューと 11.3 条のもとでのサンセットレビューとで米国が異なるアプローチをとっていることは、GATT10 条 3 項(a)に違反する。また、30 日以内に膨大な情報の提供を新日鉄に要求したのは不合理である。

## 2 . 被申立国の主張

30 日という期間は AD 協定 6.1.1 条とも一致しており、外国の輸出者に対する情報の要求は、GATT10 条 3 項(a)に合致している。

## 3 . パネルの判断

サンセットレビューの自動的開始に関する日本の主張は、GATT10 条 3 項の射程には入らないため認められない。

また AD 協定 11.2 条と 11.3 条とは異なる状況に適用されるものであり、またいずれの条項も実体的決定に関し特定の方法を何ら明示していない。このことから、加盟国の決定が十分な事実的基礎を有し、かつその方法が AD 協定等の WTO 協定上の義務に反しない限り、レビューに関する実体的義務を履行するために異なるアプローチを採用することは許されていると解される。

さらに、新日鉄に対する情報提供の要求に関しては、外国の輸出者と国内産業とでは保有している情報に質・量とも違いがあることから、GATT10 条 3 項が適用される場合ではない。仮に GATT10 条 3 項が適用されるとしても、日本は、本件における米国法令の適用がサンセットレビュー法令の全体的な運用に相当な影響を持つことを立証していない。したがって本件の法令の適用は、GATT10 条 3 項に違反しない。

当該論点については、上訴されていない。

## . 解説

### 1 . ブルテンそれ自体に関する判断 義務的・裁量的措置の区別

本件パネル・上級委員会報告で注目すべき第 1 の論点は、GATT 時代のスーパーファンド事件パネル以来、判例法理として定着したかのように見えていた義務的/裁量的措置(mandatory/discretionary measures)の区別の適用について、興味深い判断がなされていることである。義務的/裁量的措置の区別とは、米国タバコ事件パ

ネルが明確にしているように、GATT に違反する行為を行政府に義務づけている法令等は、それ自体パネルによる判断の対象となる(challengeable)が、単に行政府に対し GATT に違反する行為をとる裁量を与えているに過ぎない法令等は、それ自体パネルの判断の対象とならないという法理である<sup>1</sup>。本件パネルは、ブルテンそれ自体が AD 協定に違反するという日本の主張をすべて退けたが、その理由付けは、義務的/裁量的措置の区分を前提に、ブルテンが米国に WTO 非整合的な行為を義務づけているか否かを検討し、ブルテンはそのような義務づけるものではないため、それ自体はパネルの判断の対象とならないとのものであった。この点で日本は、事実上の義務づけ(de facto mandatory)をする法令があることを主張したが、パネルは日本の主張を認めなかった。

これに対し上級委員会は、パネルの判断の前提が、裁量的措置は紛争の主題たる特定の措置を構成しないからなのか、あるいは、裁量的措置は加盟国の義務違反を構成しないからなのか不明確であるとしたうえで、いずれの趣旨に理解したとしても、パネルのとした前提は誤りであると認定した。まず、そもそも裁量的措置は紛争の主題となりえないのかについては、WTO 協定一般においても AD 協定においても、AD 協定に関する紛争解決手続で判断の対象となる措置の類型には、何らの制限もなく、非義務的措置(non-mandatory measures)がそれ自体判断の対象とならないと結論する理由はないとした。本件上級委員会報告は、DSU に規定された加盟国の申し立ての権利からすれば、義務的な措置であろうとなかろうと、紛争の主題となるべきであり、申し立てられた措置が義務的であるかどうかはパネルが判断する先決的事項ではなく、「裁量的措置は紛争の主題たる特定の措置を構成しない」との解釈は誤りであり、「裁量的措置は加盟国の義務違反を構成しないのか」がパネルの検討すべきことだと判断した。(AB paras. 88-89)このように本件上級委員会報告の意義の 1 つは、義務的/裁量的措置の問題がパネル手続における先決的事項ではないことを明らかにしたことであろう。

また上級委員会は、「裁量的措置は加盟国の義務違反を構成しないのか」については、パネルが前提とした義務的/裁量的措置の区別が本件に適用されるとしても、ブルテンは義務的措置ではないとしたパネルの判断は誤りであるとした。このような判断の仕方は、米国 1916 年 AD 法事件の上級委員会報告が、義務的/裁量的措置の区別の一般的妥当性を判断せず、仮に義務的・裁量的措置の区別を適用した

として、1916 年法の評価を行なったことと類似している<sup>2</sup>。すなわち本件上級委員会報告は、義務的/裁量的措置の区別が WTO 設立前の GATT のパネルが用いていた分析道具だとしたうえで、「義務的/裁量的という区別の現在における適切さまたは重要性について、一般的に宣言することをわれわれは要求されていない」と述べ、義務的/裁量的措置の区別の一般的妥当性を吟味せずに、パネルが行なった「ブルテンは義務的措置か否か」の認定を審査したのである。(AB para.93)このように本件上級委員会報告は、義務的/裁量的措置の区別の妥当性を否定したものでなく、また裁量的措置であっても義務違反を構成すると明確に述べたわけでもない。

ただし、上級委員会は、「義務的/裁量的措置の区別の意義はケースによって異なり、機械的な適用には注意が必要だ」とも付け加えている。(AB para.93)この点は、米国 1974 年通商法 301 条パネル報告の論理、つまり、すべての国内法令をカバーするような義務的/裁量的措置の法理があるわけではなく、義務的措置に加え裁量的措置も WTO 協定違反になるかどうかは、問題となっている WTO 協定上の特定の義務の解釈から、個別具体的に判断されなければならないとの考え方と方向性は似ている<sup>3</sup>。このように上級委員会が、義務的/裁量的措置の区別に対し、不明確ながらもその一般的妥当性に疑問の余地があることを示唆したことから、今後の紛争案件においては、WTO 協定上の特定の義務に関して、裁量的措置であっても義務違反が認定される可能性があるといえるのではないだろうか。

## 2 . サンセットレビューに適用される AD 協定の規定

本件パネル・上級委員会報告のもう 1 つの重要な論点は、調査当局によるサンセットレビューに適用される AD 協定の規定は何かである。本件パネル報告は、明示的な準用規定のない AD 協定 2 条、3 条、5 条がサンセットレビューに適用されないと結論したが、その判断枠組は、米国のドイツ産表面処理鋼板に対する相殺関税措置事件（以下「ドイツ産表面処理鋼板事件」）の上級委員会報告のそれを踏襲していたといえる。すなわち当該上級委員会報告は、相殺関税措置のサンセットレビューに関し、SCM 協定 21.3 条には、同 11.9 条が規定する原調査手続のデミニミス基準をサンセットレビュー手続に準用する明示の定めはなく、文脈を検討しても準用規定はないとした上で、このような文言上の根拠の欠如を上回る

他の根拠がないため、デミニミス基準はサンセットレビュー手続に準用されないと判断し、明示的な準用規定がなくともデミニミス基準はサンセットレビューにも適用されるとしたパネルの判断を取り消した。当該上級委員会報告は、この判断枠組をとる理由として、原調査手続とサンセットレビュー手続とは「いくつかの本質的な側面において性質が異なる」ことを重視しており<sup>4</sup>、この考え方は、本件パネル報告の判断の冒頭でも確認されている。

しかし本件上級委員会報告は、AD 協定 2.1 条の「この協定の適用上」という文言は、11.3 条を含む同協定全体についてダンピングとみなされる状況を 2 条が規定していることを示しているとし、サンセットレビューにも AD 協定 2 条が適用されることを認めた。このような上級委員会の解釈は、「6 条の規定は…準用する」と定める AD 協定 11.4 条のような明示的な準用規定がなくとも、「この協定の適用上」という文言が入っている条項は、原調査手続だけでなくサンセットレビューにも適用されるとした点で重要である。サンセットレビューに関しては、基本的には 11.3 条しか関連する規定がなく、この規定だけでは調査当局に対する規律は不十分であるといわざるを得ないが、他方でドイツ産表面処理鋼板事件パネル報告のように、文言の根拠がないところで目的論的解釈によって調査当局に義務を課することは、現行 DSU のもとでは妥当ではない<sup>5</sup>。本件上級委員会報告は、目的論的解釈に依拠することなく、AD 協定 2 条の文言主義的解釈でダンピング決定に関する調査当局の義務を認定することによって、サンセットレビューに対しても AD 協定の規律が一定程度実質的な意味を持つことを明らかにした。この点は、上訴手続における日本の主張が成功したといえよう。

本件上級委員会報告の解釈を前提にすれば、AD 協定では 2.1 条以外にも、例えば 3 条の注 9 は「この協定において『損害』とは…この条の規定により解釈する」と定めており、また 4.1 条も「この協定の適用上、『国内産業』とは…と解する」と規定していることから、11.3 条における「損害」と「国内産業」の解釈やサンセットレビューにおいて調査当局が行なう「損害」と「国内産業」の認定には、3 条及び 4 条が適用されることになるのではないかと。今後の紛争案件において、「ダンピング」「損害」「国内産業」という AD 規律にとって基本的な概念に関する 2 条、3 条、4 条がサンセットレビューにも適用されると思われることは、サンセットレビューに対する規律が紛争解決手続を通じてある程度実質化されたものとし

て評価できよう。

ただし本件上級委員会報告は、サンセットレビューにおいては、ダンピング・マージンの計算は必ずしも必要ないと AD 協定 11.3 条を解釈していることには留意が必要であろう。つまり論理的には、ダンピング・マージンを計算しないで(すなわち 2 条が適用されない形で)ダンピングの存続・再発可能性を決定することは、そのこと自体 11.3 条に違反しないという趣旨である。その意味で、サンセットレビューに対する 11.3 条の規律は本質的には緩いものであって、その規律を真に厳格なものとするには、やはりより詳細な規定をおくよう協定を改定することが必要だろう。

なお本件では、米国が行なった損害の存続・再発可能性の決定については正面から争点となっていないが、AD 協定 11.3 条ではダンピングだけでなく損害の可能性も決定するよう当局に義務づけており、この点で米国の決定は問題ないのだろうか。ドイツ産表面処理鋼板事件上級委員会は、「相殺関税の終了が原則(the rule)であって、その存続は例外だ」としたうえで、「レビューの時点での補助金の水準が非常に低い場合には、相殺関税の撤廃が、にもかかわらず国内産業の損害につながるだろうことの、説得的な証拠(persuasive evidence)がなければならない」と述べており<sup>6</sup>、このような損害の可能性に関する SCM 協定 21.3 条の解釈は、11.3 条の解釈にも当てはまるであろう。すなわち、本件においてダンピング防止税の賦課後米国商務省が行なってきたレビューでは、1997 年 8 月から 1998 年 7 月までの間のダンピング・マージンは、新日鉄が 2.47%、川崎製鉄が 1.61%であり、ドイツ産表面処理鋼板上級委員会の判断からすれば、これらのダンピング・マージンは「非常に低い」水準であるともいえよう。そのような低水準のダンピング・マージンしか直近の期間では認められないにもかかわらず、ダンピング防止税の撤廃が国内産業への損害の存続・再発につながる可能性があるとして決定するためには、米国当局は「説得的な証拠」を示す必要があったと考えられないだろうか。今後のサンセットレビューの紛争においては、損害の存続・再発可能性も論点となりうるだろう。

### 3 . その後の経緯

2004 年 1 月 9 日の紛争解決機関会合において、上級委員会報告および上級委員

会報告によって修正されたパネル報告が採択された<sup>7</sup>。

#### ・ 参考文献

- Bhuiyan, Sharif, "Mandatory and Discretionary Legislation: The Continued Relevance of the Distinction under the WTO", *Journal of International Economic Law* 5(3): pp571-604 (2002)
- Dohman, Peter A., "Determinations of Adequacy in Sunset Reviews of Antidumping Orders in the United States", *American University International Law Review* vol.14: pp.1281-1333 (1999)
- King, Jennifer Karen, "Notes: In Need of Enlightenment: The International Trade Commission's Misguided Analysis in Sunset Reviews", *William & Mary Law Review* vol.43: pp.2151-2179 (2002)
- Moore, Michael O., "Antidumping Reform in the United States: A Faded Sunset", *Journal of World Trade* 33(4): pp.1-17 (1999)
- Moore, Michael O., "Department of Commerce Administration of Antidumping Sunset Reviews: A First Assessment", *Journal of World Trade* 36(4): pp.675-698 (1999)
- Sim, Kwan Kiat, "Rethinking the Mandatory/Discretionary Legislation Distinction in WTO Jurisprudence", *World Trade Review* 2(1): pp.33-64 (2003)
- Stewart, Terence P. & Dwyer, Amy S., "Sunset Reviews of Antidumping and Countervailing Duty Measures: US Implementation of Uruguay Round Commitments", *Journal of World Trade* 32(5): pp.101-135 (1998)
- Waincymer, Jeff, *WTO Litigation: Procedural Aspects of Formal Dispute Settlement* (2002)

---

<sup>1</sup> Panel Report, United States - Measures Affecting the Importation, Internal Sale and Use of Tobacco, adopted 4 October 1994, BISD 41S/131, para.118.

<sup>2</sup> Appellate Body Report, United States- Antidumping Act of 1916, WT/DS136/AB/R, WT/DS162/AB/R, paras.88-99.

<sup>3</sup> Panel Report, United States - Sections 301-310 of the Trade Act of 1974, WT/DS152/R, para.7.53.

<sup>4</sup> Appellate Body Report, United States - Countervailing Duties on Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Germany, WT/DS213/AB/R, para. 87.

<sup>5</sup> 拙稿「米国のドイツ産表面処理鋼板に対する相殺関税措置」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書 XIII』(2003年) 211-213頁。

<sup>6</sup> Appellate Body Report, United States - Countervailing Duties on Certain Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products from Germany, WT/DS213/AB/R, para.88.

---

<sup>7</sup> WT/DS244/10.